

◎新潟県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年3月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県南魚沼市市野江丙1の5・丙1の6・丙10の1・丙10の3・丙10の7・丙10の11（以上6筆について次の図の示す部分に限る。）、丙1の3、丙10の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）